

京 都 府 報 告 資 料

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）のポイント

- 増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないよう、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。
- 緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。財政的な措置が必要なものについては、引き続き予算編成過程で検討を進めるとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。

緊急的に講ずる対策

I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

- 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを見直し、全国ルールとして徹底
- ①全ケースについて、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果（虐待に起因する外傷等がある事案等）をケースに関する資料とともに、書面等で移管先へ伝えること
- ②緊急性が高い場合には、原則、対面等で引継ぎを実施
- ③移管元児童相談所は引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないこと。移管先児童相談所は援助が途切れることがないよう、速やかに移管元が行っていた援助を継続

II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

- 「通告受理後、原則48時間以内児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認する」ルールに加え、立入調査について以下の全国ルールを徹底
- ・子どもと面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施。その際、必要に応じて警察へ援助要請すること

III 児童相談所と警察の情報共有の強化

- 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底
- ①虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等の情報
- ②通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案の情報
- ③①の虐待に起因した一時保護、施設入所等している事案で、保護等が解除され、家庭復帰する事案の情報
なお、情報共有の在り方は引き続き各地方自治体の実態把握・検証を行い、見直しを行う。

IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

- 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底
- ・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には一時保護等を躊躇なく実施すること
- ・一時保護等の措置の解除や家庭復帰の判断の際、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて客観的に把握した上で、判断すること
- ・解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行い、進捗状況を関係機関で共有、リスクが高まった場合には躊躇なく再度一時保護するなど適切に対応すること

V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施

- 乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報を9月末までに市町村において緊急把握する。把握した子どもについて、速やかにその状況の確認を進める。確認結果は要保護児童対策地域協議会で共有、公表。

VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）の策定

- 「児童相談所強化プラン」（2016年度から2019年度まで）を前倒しして見直す。
- 新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を別紙骨子に基づき、年内に策定する。
- 新プランには、以下の事項を盛り込む。
 - ①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策
 - ②一時保護の体制強化策
 - ③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化のための方策



増加する児童虐待への緊急対応

児童虐待対応力強化緊急対策事業費

2百万円

背景: 本府の児童虐待相談受理件数の累増、
東京での死亡事案発生

⑳	㉑	㉒
1,120件	1,502件	1,663件

本府受理件数
過去最高



補正予算

○ 児童虐待の死亡事案や重篤化を防止するための取組

- ① 児相、警察署、市町村の連携を一層強化するための連絡会議の設置やホットラインの構築
- ② 実践的研修により、児童虐待に携わる市町村職員の対応力を強化

体制強化

※ 児童福祉司を年度途中に3名程度増員(前倒し採用)し体制を強化

協定締結

※ 今後速やかに、府警と協定を締結し情報共有体制を強化

児童虐待に係る情報共有に関する協定

平成30年10月

- ▶ 増加する児童虐待に対応するため、児童相談所と警察が緊密に連携を図り、適切な役割分担の下、児童の安全確認と安全確保を適切に実施し、児童虐待の早期対応と重篤化防止を目的として、京都府知事、京都市長、京都府警察本部本部長の3者連名で情報共有に関する協定を締結

▶ 協定（情報共有）の主な内容

○児童虐待に係る事案を警察が把握した場合の情報

【警察→児童相談所】 取扱い経緯、通告理由及び処遇意見

【児童相談所→警察】 過去の取扱い状況、対応状況及び調査結果

○児童相談所が警察に援助を要請する際の情報

【児童相談所→警察】 当該児童等の状況、児童相談所での対応経過・方針

【警察→児童相談所】 当該児童の安全確認と安全確保のために必要と認められる情報

○児童虐待を理由とする一時保護、里親委託・施設入所措置を解除する際の情報

【児童相談所→警察】 当該児童等の状況、児童相談所や入所施設での対応経過・方針

○重篤事案や虐待通告受理後48時間以内に安全確認ができなかった事案のうち緊急性の高い事案等に係る情報

【児童相談所→警察】 当該児童等の状況、児童相談所でのその後の対応経過・方針

【警察→児童相談所】 捜査の必要性及びその後の進捗状況

児童虐待防止対策体制総合強化プラン

平成 30 年 12 月 18 日

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定

1. 目 的

2016 年 5 月に全会一致で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年改正法」という。）においては、子どもの家庭養育優先原則や国・都道府県・市町村の役割と責務の明確化など児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童虐待に関する対策強化の一環として、児童相談所及び市町村の体制・専門性の強化等が講じられた。

また、児童福祉司等の専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」（平成 28 年 4 月 25 日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定）を策定した。

しかしながら、児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、本年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、6 月 15 日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催され、子どもの命を守ることを何より第一に据え、すべての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされた。これを受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）が取りまとめられた。

緊急総合対策に基づき、暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、更に進めるため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」

(新プラン) を策定する。

児童虐待防止対策の強化に向け、国・自治体・関係機関が一体となって、必要な取組を強力に進めていく。

2. 対象期間

新プランの対象期間は、2019年度から2022年度までとする。

3. 児童相談所の体制強化

(1) 児童福祉司の増員

児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進、市町村の相談支援体制の強化を図るため、子ども・保護者等への指導等を行う児童福祉司について、次の①及び②のとおり配置標準を見直した上、2017年度の約3,240人から2022年度までに全国で2,020人程度増員する。

① 児童相談所の人口当たり配置標準の見直し

児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せた児童福祉司一人当たり業務量が50ケース相当から40ケース相当(注)となるよう、児童相談所の管轄区域の人口を4万人から3万人に見直す。

(注)児童虐待相談における業務量として換算したケース数

② 里親養育支援児童福祉司・市町村支援児童福祉司の配置

- ・里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進を図るため、各児童相談所に、里親養育支援のための児童福祉司を配置する。
- ・市町村における相談支援体制・専門性の強化を図るため、児童相談所に、市町村を支援するための児童福祉司を、都道府県の管内30市町村につき1人(指定都市は1人)配置する。

【目標】2017年度 3,240人

→ 2022年度 5,260人(+2,020人程度)

(2) スーパーバイザーの増員

児童福祉司の職務遂行能力の向上等を図るため、他の児童福祉司

の指導・教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）について、児童福祉司の増員に応じて増員する（児童福祉司の増員の内数）。

【目標】2017年度 620人

→ 2022年度 920人（+300人程度）

（3）児童心理司の増員

虐待等により心に傷を負った子どもへのカウンセリング等の充実を図るため、2024年度までに心理に関する専門的な知識・技術に基づき指導を行う児童心理司について、児童福祉司（里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。）2人につき1人配置することとし（2,500人）、2022年度までに全国で790人程度増員する。また、児童相談所に配置する児童心理司の配置人数に関する基準を法令上に規定することを検討する。

【目標】2017年度 1,360人

→ 2022年度 2,150人（+790人程度）

（4）保健師の増員

子どもの健康・発達面に関する支援の充実を図るため、保健師について、2020年度までに全国で110人程度増員する。

【目標】2017年度 100人

→ 2020年度 各児童相談所（+110人程度）

（5）弁護士配置等

任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより、児童相談所における法的対応体制を強化する。

（6）一時保護の体制強化

必要な一時保護に対応できるよう、一時保護所における定員設定や職員の研修等の専門性向上策について、都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき適切に計画に盛り込み、計画的に取り組を進める。

一時保護所の個室化の推進や、一時保護専用施設（児童養護施設等において、本体施設とは別に、小規模なグループケアによる一時保護を実施する専用施設をいう。）の設置促進、里親など地域における一時保護委託先の確保等により、個別性を尊重した一時保護が行われるよ

う、環境整備を進める。

一時保護された子どもの権利擁護を図るため、職員に対する研修や子どもからの意見を酌み取る仕組みの整備、第三者評価の活用等の取組について、ガイドラインを作成する等により進める。

4. 児童相談所の専門性強化

平成 28 年改正児童福祉法により児童福祉司に新たに受講が義務付けられた都道府県における研修について、実施状況を検証する。

児童相談所の職員の専門性向上のため、地域の関係機関、有識者等も含めたケース検討や、死亡事例検証結果等を活用したより実践的な研修について、ブロック単位で実施するなどきめ細かい手法で実施する。

地域で死亡事例等検証に携わる者についても、こうした研修も活用し、必要な研修を行う。

専門職団体等への働きかけなど、自治体における人材確保策を支援する。

児童相談所の専門性確保、専門職採用の重要性について、地方自治体に対し理解を求める。

5. 市町村の体制強化

(1) 子ども家庭総合支援拠点の強化

市町村における相談体制を強化するため、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」について、2022 年度までに全市町村に設置する。

【目標】2018 年度 106 市町村 → 2022 年度 全市町村

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の一体的な設置について、効果的な取組が実施できる仕組みを構築する。

(2) 要保護児童対策地域協議会の強化

要保護児童対策地域協議会調整機関に配置される常勤の調整担当者について、2022年度までに全市町村に配置する。

【目標】2018年度 988市町村 → 2022年度 全市町村

6. 市町村の専門性強化

子ども家庭総合支援拠点の職員について、研修の実施等により専門性を確保する。

要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、地域の連携体制の充実を図るため、要保護児童対策地域協議会調整機関に配置される常勤の調整担当者について、平成28年改正法により義務化された調整担当者研修の着実な実施等により、専門性を確保する。

市町村における相談支援体制・専門性の強化を図るため、児童相談所に、市町村を支援するための児童福祉司を配置する。(再掲)

7. その他児童虐待防止に向けた必要な取組

1～6に掲げるもののほか、緊急総合対策等に基づき、必要な取組を着実かつ強力に進める。



子育て環境日本一への挑戦

総額221億円規模

背景：急速な少子化の進行、子どもや家庭を取り巻く環境の変化

区分	出生数(単位:人)			合計特殊出生率		
	平成29年	平成元年	増減	平成29年	平成元年	増減
全国	946,065	1,246,802	▲300,737	1.43	1.57	▲0.14
京都府	18,521	24,855	▲6,334	1.31	1.46	▲0.15

地域に子どもがいなければ賑わいも生まれず、社会全体の未来に向けた活力も生まれてこない、との強い危機意識の下、昨年6月に

知事を本部長とする、

「子育て環境日本一推進本部」を設置

現在、府内企業へのヒアリングや有識者・関係団体等との意見交換などに取り組んでいるところであり、それらを踏まえて、本年夏頃を目途に「子育て環境日本一推進戦略(仮称)」を策定予定

＜戦略に基づく施策の方向性(案)＞

(1) 若者の意識・行動の変革	ライフデザイン教育等、婚活支援
(2) 地域での子育て環境(資源)の確保	地域の子育て力の向上、多様な保育・幼児教育等ニーズへの対応 等
(3) 子育てしやすい職場環境への企業改革	企業の環境・風土づくりに向けた意識啓発、子育てしやすい多様な働き方の導入



児童虐待・不登校・ひきこもり総合対策

就学前から修学期、その後に至るまで、虐待・不登校・ひきこもり等、子どもの問題にシームレスに対応が可能な体制を整備





児童虐待・不登校・ひきこもり総合対策

児童虐待総合対策事業費

1.6 億円規模

うち

新 児童虐待対応体制・連携強化事業費

0.5 億円規模

○ 子育て世代包括支援センターの機能強化や、市町村職員の児童相談所受入研修、虐待未然防止のための保護者向け研修の実施等

いじめ防止・不登校支援等総合推進事業費

4.4 億円規模

うち

新 不登校児童生徒支援拠点整備事業費

0.1 億円規模

○ 市町村教育支援センター(府内5箇所)に臨床心理士等を配置し、不登校からの復帰を支援することで、ひきこもりを未然防止

▶ センターの相談機能を利用する児童生徒数を機能強化により倍増(現在350人→700人)

平成31年度 当初予算案主要事項(平成30年度2月補正含む)説明

健康福祉部

事業名	児童虐待総合対策事業費		新規・ 継続の別	継続																					
	予算額	国庫	起債	その他	一般財源																				
	166,891千円 (うち2月補正 40,000千円)	99,905	—	1,000	65,986																				
事業内容 〔目的 対象 方法等〕	<p>1 趣 旨 急増・困難化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携を図り、未然防止、早期発見・早期対応、再発防止に至るまで、一貫した施策を総合的に推進する。</p> <p>2 事業概要</p> <table border="1"> <tr> <td>1 未然防止 (①、②)</td> <td>47,422千円</td> </tr> <tr> <td>▶養育上課題のある家庭を対象とした個別相談支援の実施 ▶地域の児童問題の相談援助を行う「児童家庭支援センター」の運営 拡充 ▶虐待防止のための広報・啓発 ▶市町村の子育て世代包括支援センターの設置・運営を支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 早期発見・早期対応 (②)</td> <td>43,934千円</td> </tr> <tr> <td>▶児童相談所において初期対応等を行う児童虐待対応協力員の配置 ▶児童相談所における法的対応機能の強化 ▶児童相談所・市町村・関係機関等職員への研修 ▶児童相談ITシステムの運営</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 再発防止 (②)</td> <td>4,197千円</td> </tr> <tr> <td>▶虐待を行った保護者へのカウンセリングや支援プログラムの実施 拡充</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 自立支援 (②)</td> <td>66,864千円 (うち2月補正 40,000千円)</td> </tr> <tr> <td>▶児童養護施設等退所者を対象とした費用の貸付や相談支援等 拡充</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 市町村機能・連携強化 (②)</td> <td>4,474千円</td> </tr> <tr> <td>▶虐待防止アドバイザー(虐待対応に係る専門家)の市町村派遣 ▶児童相談所・警察・市町村の連携強化に向けた会議の実施</td> <td></td> </tr> </table>					1 未然防止 (①、②)	47,422千円	▶養育上課題のある家庭を対象とした個別相談支援の実施 ▶地域の児童問題の相談援助を行う「児童家庭支援センター」の運営 拡充 ▶虐待防止のための広報・啓発 ▶市町村の子育て世代包括支援センターの設置・運営を支援		2 早期発見・早期対応 (②)	43,934千円	▶児童相談所において初期対応等を行う児童虐待対応協力員の配置 ▶児童相談所における法的対応機能の強化 ▶児童相談所・市町村・関係機関等職員への研修 ▶児童相談ITシステムの運営		3 再発防止 (②)	4,197千円	▶虐待を行った保護者へのカウンセリングや支援プログラムの実施 拡充		4 自立支援 (②)	66,864千円 (うち2月補正 40,000千円)	▶児童養護施設等退所者を対象とした費用の貸付や相談支援等 拡充		5 市町村機能・連携強化 (②)	4,474千円	▶虐待防止アドバイザー(虐待対応に係る専門家)の市町村派遣 ▶児童相談所・警察・市町村の連携強化に向けた会議の実施	
1 未然防止 (①、②)	47,422千円																								
▶養育上課題のある家庭を対象とした個別相談支援の実施 ▶地域の児童問題の相談援助を行う「児童家庭支援センター」の運営 拡充 ▶虐待防止のための広報・啓発 ▶市町村の子育て世代包括支援センターの設置・運営を支援																									
2 早期発見・早期対応 (②)	43,934千円																								
▶児童相談所において初期対応等を行う児童虐待対応協力員の配置 ▶児童相談所における法的対応機能の強化 ▶児童相談所・市町村・関係機関等職員への研修 ▶児童相談ITシステムの運営																									
3 再発防止 (②)	4,197千円																								
▶虐待を行った保護者へのカウンセリングや支援プログラムの実施 拡充																									
4 自立支援 (②)	66,864千円 (うち2月補正 40,000千円)																								
▶児童養護施設等退所者を対象とした費用の貸付や相談支援等 拡充																									
5 市町村機能・連携強化 (②)	4,474千円																								
▶虐待防止アドバイザー(虐待対応に係る専門家)の市町村派遣 ▶児童相談所・警察・市町村の連携強化に向けた会議の実施																									
担当課・担当名	①こども総合対策課 母子保健・子育て支援担当 ②家庭支援課 家庭福祉担当	課・担当 電話番号	①075-692-3443 ②075-414-4582																						